

社会福祉法人孝和会 役員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝和会（以下「当法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(役員及び評議員報酬)

第2条 当法人の役員及び評議員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償の額)

第3条 費用弁償の額は、理事会及び評議員会に出席した場合、交通費は実費とする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成30年12月21日から施行する。